

国 技 建 管 第 10 号
令 和 7 年 2 月 28 日

各地方整備局

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

沖縄総合事務局

開発建設部 技術企画官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
(公印省略)

現場環境改善費の熱中症対策・防寒対策に関する費用計上の留意事項について

土木請負工事における現場環境改善費の積算については、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」（令和 7 年 2 月 28 日付け国官技第 473 号）が通知され、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うこととしたところである。

「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」Ⅳ. 1. (2) の熱中症対策・防寒対策に関する費用計上にあたっては、以下の点に留意して、工事毎の費用を適切に計上するものとする。

<留意事項>

- ①熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- ②購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- ③施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。